

海岸管理者以外の者が施行する行為の承認（海岸法第13条第1項）

審査基準

- 1 法第13条の規定に基づき、海岸管理者以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について、承認し、または協議しようとするときは、法第14条に規定する築造の基準に基づいて行うこと。なお、当該海岸保全施設が土地改良事業その他の法律に基づく事業に係るものであるときは、当該事業を考慮して行うこと。
- 2 公衆電気通信法第101条第1項に規定する保護区域内において、海岸管理者又は主務大臣が海岸保全施設に関する工事を施行する場合及び法第13条第1項及び第2項の規定により海岸管理者以外の者が当該保護区域内において施行する工事に関し承認を与え又は協議に応じようとする場合には、水底線路の保護について必要な配慮をするものとする。